

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第七編 国際労働運動

第四章 世界労働組合連盟の創立

第四節 世界労働組合連盟の組織

世界労働組合連盟(WFTU)の成立は、国際労働運動史上、一つの画期となるものであった。ここに、社会主義国、資本主義国、植民地・従属国のすべての労働組合運動を、また世界のあらゆる大陸のすべて労働組合運動をほぼ完全に包括した、統一的な国際労働組合組織が、はじめて成立したのである。

しかもこの統一は、戦闘的な立場を基礎にしたものであった。パリ会議で採択された世界労連規約の前文は、連盟の目的についてつぎのようにのべている。

世界労連は、あらゆる国の人民の生活と労働の条件を改善し、またロンドンの世界労組会議の宣言にのべられたような、自由を愛好するあらゆる人民の要望している諸目的の実現を期して、人民を団結させるために存在する。

これらの目標と目的とは、世界のあらゆる資源が人民の利益のために利用されるような世界秩序を樹立することによってのみ完全に達成することができる。しかもこれらの人民の大多数は精神・肉体労働者であり、これらの労働者の保護と向上とは、彼らのあらゆる組織された勢力の、国内的および国際的な結合の如何にかかっている。

それゆえ、世界労連は、その主要目的が次のようなものであることを宣言する。

(a) 人種、国籍、宗教、あるいは政治的意見にかかわらず、全世界の労働組合を世界労連の陣営に組織し結合すること。

(b) 必要な場合は、いつでも、社会的あるいは産業的に発展のおくれている国々の労働者たちが労働組合を結成するのを援助すること。

(c) あらゆるファッショ的政治形態、および如何なる形態の下におこなわれ、また、如何なる名称をおびていようとも、あらゆるファッショ的動きを絶滅するための闘争を遂行すること。

(d) 戦争および戦争の諸原因と闘争し、安定した恒久平和の樹立のために努めること。その手段として次のことをおこなう。侵略を防止し、平和を維持するに足るあらゆる力をそなえた強力な、効果的な国際組織の樹立に全面的支持を与えること。

未発達国の産業上の発展とその資源の完全な利用のため、社会的経済的分野および手段における、できるだけ広範な国際協力を支持すること。

反動との闘争の遂行、およびあらゆる人民の民主主義的権利と自由とを十分に行使するために闘争すること。

(e) 連合国間に締結された協定や協約にもとづいて、世界的組織に関する諸問題を解決することを責務とするあらゆる国際的機関の中において、また世界労連が決定するその他の国際的機関の中において、世界の労働者の利益を代表すること。

(f) あらゆる国の労働組合の共同闘争を組織すること。すなわち、労働者の経済的、社会的権利および民主主義的自由に対する、あらゆる侵害との闘争。

完全雇用の保障に対する労働者の要求をみたすための闘争。

労働者の賃金、労働時間、労働条件、生活条件を進歩的に改善するための闘争。

失業、疾病、災害、老年などの危険にたいして労働者とその家族を保護するために十分かつ適切な社会的保障をかちとるための闘争。

その他、労働者の社会的、経済的利益を増進するあらゆる措置をとるための闘争。

(g) 労働者の国際的統一問題に関し、労働組合員を教育することを計画し、組織し、また労働組合の目的と目標を実現するうえに労働組合員の一人ひとりがもっている責任を自覚するよう、うながすこと。

こうした目的をもって創立された世界労連は、採択された規約によって、次のような組織と機構をもつこととなった。

それは、規約にかかげられた原則と目的に賛同する各国労働組合組織で構成される。原則として加盟は一国一単位の全国労働組合中央組織に限られるが、正当な理由があるときは、一単位以上の全国労組中央組織、あるいは個々の全国労組組織も加盟をゆるされる。

組織の最高決議機関は、二年ごとに開かれる世界労働組合大会で、加盟組織は、組合員数に比例して逡減的に大会に代表される。大会は、執行委員会の報告の検討、規約の修正、加盟・除名問題の処理、総評議会・執行委員会会計監査委員会の選出などの任務をもつ。

各国の労働組合運動の自主性は保障されるが、大会、総評議会、執行委員会の決議事項は、各国にその実行が義務づけられる。

総評議会は、大会と大会のあいだの連盟の統轄機関で最低年一回開かれ、執行委員会の報告を受け、年次予算の承認、大会決議の実行計画の作成と実行、書記長の選出などをおこなう。執行委員会は大会ごとに選出され、書記長をふくむ二六名で構成される。そのうち二二名は、加盟組織から、三名は産業別部門から選出される。執行委員会は、総評議会からつぎの総評議会までの期間中の連盟統轄機関で、最低年二は開かれる。執行委員会はそこから議長一名と副議長七名を互選し、正副議長と書記長は執行局を構成する。執行局は執行委員会の会期と会期のあいだの連盟統轄機関である。書記長は、連盟の主要な運営者で、連盟事務局の運営を総括する。連盟本部は、パリにおかれる。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

